

2025年1月31日 馳知事記者会見 仮設住宅入居期限に関する質疑

記者

仮設住宅の入居期間に関して伺いたいと思います。金沢弁護士会が、昨日、賃貸物件に住んでいた被災者が暮らす仮設の入居期間の延長を求める声明を出されました。持家は原則2年ですけれども、賃貸物件の場合、原則1年ということで、この居住形態を理由に差をつけるということに対する声明というふうに、是正を求める声明というふうに理解しておりますけれども、知事として、この見解に対してどのような見解をお持ちでしょうか。

知事

原則と対応策2つに分けて申し上げます。まず、仮設住宅の入居期間については、自宅を再建する方は再建期間を考慮して2年の入居期間としています。災害が発生したときに、借家とか公営住宅にお住まいだった方については、新しい借家を見つけるための期間は、これはおそらく自宅の再建よりも短いと想定されるので、1年間の入居期間に設定されていると聞いています。

しかし、能登のように民間賃貸住宅がほとんどないと、こういう場合に1年以内に新たな借家をはじめ住宅を見つけることが困難と想定されます。その場合には、県と国、市町の協議をし、同意を得て、1年の範囲内で延長することにします。つまり同じように2年にするということであります。災害発生時に、借家とか公営住宅にお住まいだった方については、入居期限を一律に令和7年3月31日まで延長したところですが、**今後、改めて入居者に意向調査を行い、新たな借家をはじめとした住宅を見つけることが困難で、延長が必要と判断した方については、県と国、市町で協議の上、判断して再度延長します。**今後とも、やはりこうした意向調査を踏まえて現実的に対応します。

記者

持家の方、原則2年と、いわゆる住まいの再建に向けての自立を促すということも理解できますが、中々、その原則2年と、その原則というのを強調されますけれども、仮設に入られている方からすると、やはり心理的負担といいますか、焦りというものも生まれるかなと思います。この原則論の改正といいますか、災害救助法だけでなく、いわゆる建築基準法であったり、特定被害災害法ですか、何かの改訂も必要だと思えますが、そこら辺のその原則2年で焦らせませんよと言いながらも、原則という言い回しを使わざるを得ないもどかしさも知事もあると思いますけれど、そこに対して、何かその国に対して、法改正等を求めるお考え等はないでしょうか。

知事

ありません。なぜかという、東日本大震災でも熊本地震でも原則2年と言いながら、7年とか8年かかっていますので、前例もありますから、あくまでも制度上の公的資金を使う上での原則であって、だから意向調査を全員に行った上で対応します。だから原則2年ですが、意向調査を全員に行った上で、適切に対応します。